

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人くまもと県北病院が行う工事、工事に係る設計、調査及び測量の委託契約並びに物品納入及び施設維持管理等の業務委託契約(以下「工事等」という。)に対する住民の信頼の確保と建設業等の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号。以下「政令」という。)に規定に準じ、工事等の入札及び契約等に係る事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事等の入札及び契約に係る事項の公表)

第2条 理事長は、政令第7条第2項に規定する工事のほか、次のものの入札及び契約に係る事項を遅滞なく、公表するものとする。

- (1) 工事の契約で予定価格が2,500,000円を超えるもの
- (2) 工事に係る設計、調査及び測量の委託契約並びに施設維持管理等の業務委託契約で予定価格が1,000,000円を超えるもの
- (3) 物品納入契約で予定価格が1,600,000円を超えるもの

2 前項の公表は、政令第7条第2項各号に掲げる事項のほか、入札に係る次の事項について行うものとする。

- (1) 入札予定年月日
- (2) 入札を行う契約の名称
- (3) 工事の場所
- (4) 工事に係る設計の場所
- (5) 調査又は測量の場所
- (6) 物品納入先又は委託の場所
- (7) 予定価格
- (8) 調査基準価格

3 前項第1号から第3号までの事項の公表は入札執行前に、その他の事項の公表は入札執行後又は契約締結後に、遅滞なく、行うものとする。

4 理事長は、第2項の公表事項を変更したときは、遅滞なく、変更後の事項を公表するものとする。

(指名停止措置に関する事項の公表)

第3条 理事長は、入札参加資格者の指名停止措置を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指名停止措置を受けた者の商号又は名称及び住所
- (2) 指名停止の期間
- (3) 指名停止の理由

2 理事長は、前項の公表事項を変更したときは、遅滞なく、変更後の事項を公表するものとする。

(公表方法)

第4条 政令第5条第1項及び第5項、第6条並びに第7条第1項から第3項までに規定する公表（次項に規定する事項の公表を除く。）並びに第2条及び前条に規定する公表は、法人のホームページにおいて行うものとする。

2 政令第7条第1項第3号及び第2項第1号の公表は、入札の都度、法人のホームページにおいて掲示する方法で行うものとする。

（公表期間）

第5条 公表は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める期間行うものとする。

(1) 政令第5条第1項及び第5項並びに第6条に規定する公共工事の発注見通しの公表
当該年度の3月31日まで

(2) 政令第7条第1項に規定する入札参加資格者等の公表 当該資格の有効期間の末日が属する年度の3月31日まで

(3) 第2条第2項及び第4項までに規定する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表
公表した日の翌日から起算して1年間

(4) 第3条第1項に規定する指名停止措置に関する事項の公表 当該指名停止の期間が満了した日が属する年度の3月31日まで

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、工事等の入札及び契約等に係る事項の公表に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月29日制定）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。